証券コード　7988
平成28年６月６日

株　主　各　位

神奈川県横須賀市光の丘５番３号
株式会社ニ　フ　コ
代表取締役社長　山本　利行

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使につきましては、２頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書による議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社はお取り扱いいたします。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時

２．場　　所　神奈川県横須賀市光の丘５番２号
株式会社ニフコ　技術開発センター　２階オーディトリウム

３．目的事項

報告事項
１．第64期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nifco.co.jp/）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com

(2) 行使期限は平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分です。お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-768-524（平日 9：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　0120-288-324（平日 9：00～17：00）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前年度の消費税率引き上げに伴うＧＤＰの落込みから回復し、企業収益の改善により、個人所得の増加も見られたものの、個人消費の増勢には至りませんでした。

一方海外では、原油価格の下落によって資源国経済は低調だったものの、鈍化したとは言え成長を持続させる中国、雇用改善などを背景に好調を続ける米国や、ウクライナ問題やギリシャ危機の影響があるものの、景況は緩やかに回復している欧州等、個人消費は概ね堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループの主要取引先であります自動車業界においては、海外では引き続き好調な北米を始め、アジア・中国での伸長に加え、欧州でのＭ＆Ａ効果による顧客ベースの拡大に伴う伸びも見られ、全体として好調に推移しました。国内においては主要顧客であります日系自動車メーカーの2015年度の国内生産台数が前期比95.8％と前年度を下回りするなか、新型車への搭載金額を高めることで、やや前年を超えるペースで推移しました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高は2,656億８千３百万円（前期比17.9％増）となりました。一方、利益面では生産能力拡大に向け費用増もありましたが、売上増加による限界利益増や原価低減活動の貢献により営業利益は275億７千４百万円（前期比31.5％増）となりましたが、年初から期末に掛けての円高による外貨建て資産の換算差損により営業外収支は前期比でやや悪化、経常利益は263億７千４百万円（前期比27.9％増）となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別損失として国内の遊休資産の減損損失等４億６千９百万円があったものの、営業利益増の影響で、最終的には177億４千２百万円（前期比37.5％増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

（ｉ）合成樹脂成形品事業

〔国内自動車業界向け〕

国内における自動車の生産台数は、一部完成車メーカーの生産一時休止や軽自動車の販売不調等の影響により、前期に比べて大きく減少しました。それに伴い、当社の国内自動車向けビジネスは苦戦しましたが、新型車については当社製品の１台当たり搭載金額を高めたこと、また輸出用自動車向けの売上げが伸びたことから全体としては増収となりました。

〔海外自動車業界向け〕

海外においては、当社の海外連結子会社による日系および韓国系の自動車メーカー向け売上げが好調に推移しました。北米・中国が引き続き好調であったことに加え、欧州では、前年度より効果の出始めたドイツの自動車部品会社であるＫＴＳ社およびＫＴＷ社を当社グループが買収したことによる相乗効果が本格化し、顧客ベースや製品レンジの拡大を通じて、グローバルな製品供給、当社グループの販売網を通じた欧州域外への新製品の拡販が進みました。

その結果、大幅増収となり、利益面では今年になってからの円高の逆風を、主要拠点の業務改善効果でカバー、大幅増益となりました。

なお、取引先の海外生産拡大に対応するため、米国内では３社目となる子会社を新設する等、グローバルに生産体制の拡充を図ってまいりました。

〔その他業界向け〕

その他業界向けとしては、特に今後本格化する高齢化社会を見据えて、高齢者が直面する住生活上の困難を軽減し快適な住空間を創造することに貢献できる製品を開発、施工者および使用者に向けて提案し拡販に努めております。

以上の結果、合成樹脂成形品事業としましては、当連結会計年度の売上高は2,391億８千５百万円（前期比18.5％増）となり、営業利益は、売上増加に伴う限界利益増や生産効率を高める原価低減活動等により295億９千１百万円（前期比29.4％増）となりました。

（ⅱ）ベッドおよび家具事業

本事業は子会社のシモンズ株式会社およびそのアジアの子会社が行っている日本とアジアでの高級ベッドの製造・販売です。高級ベッドとしてのブランド戦略が奏功し、日本・アジアの両方で伸張させることができたことで売上高は239億９千７百万円（前期比12.9％増）となり、営業利益も、34億７千８百万円（前期比9.3％増）となりました。

（ⅲ）その他の事業

本事業は主に子会社の株式会社ジャパンタイムズが行っている新聞および出版事業です。メディアの多様化の影響もあり厳しい状況が続いておりますが、売上高は25億１百万円（前期比4.8％増）、営業損失は１千８百万円（前期営業損失１億６千６百万円）と改善が見られました。引き続き全社を挙げて経費節減等に努めてまいります。

事業区分別売上高、生産高の状況

事業区分	売上高	前期比較	生産高	前期比較
	百万円	%	百万円	%
合成樹脂成形品事業	239,185	118.5	161,054	115.3
ベッドおよび家具事業	23,997	112.9	8,914	113.1
その他の事業	2,501	104.8	1,603	98.7
計	265,683	117.9	171,573	115.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、総額で214億８千８百万円でありました。

その主なものは、山形工場の建物、横須賀本社の土地の購入および金型の取得であります。

また、当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充は、主力事業であります合成樹脂成形品事業における今後のグローバル展開および生産の自動化を推進するための生産設備の取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として19億２千７百万円の調達を実施しました。

また、平成27年4月30日に第１回無担保転換社債型新株予約権付社債200億円を発行しました。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

	第61期 (24. 4. 1～25. 3. 31)	第62期 (25. 4. 1～26. 3. 31)	第63期 (26. 4. 1～27. 3. 31)	第64期 (当連結会計年度) (27. 4. 1～28. 3. 31)
売上高（百万円）	139,916	185,167	225,415	265,683
経常利益（百万円）	10,946	17,022	20,626	26,374
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,348	9,771	12,901	17,742
１株当たり当期純利益	円 銭 101 22	円 銭 185 07	円 銭 244 04	円 銭 346 49
総資産（百万円）	178,775	218,427	265,752	278,870
純資産（百万円）	89,538	107,783	128,307	124,365
１株当たり純資産額	円 銭 1,661 36	円 銭 1,993 72	円 銭 2,367 40	円 銭 2,391 26

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率		主要な事業の内容
		直接	間接	
Nifco America Corporation	千米ドル 3,500	% 100.00	% ―	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco Central Mexico S.de R.L.de C.V.	千メキシコペソ 236,085	31.43	68.57	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco U.K. Ltd.	千ポンド 14,510	100.00	―	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco Korea Poland Sp.z o.o.	千ズロチ 6,000	25.00	75.00	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco KTW GmbH	千ユーロ 25	100.00	―	合成樹脂成形品の製造・販売
上海利富高塑料制品有限公司	千米ドル 3,000	―	100.00	合成樹脂成形品の製造・販売
東莞利富高塑料制品有限公司	千香港ドル 75,000	―	90.00	合成樹脂成形品の製造・販売
北京利富高塑料制品有限公司	千米ドル 14,534	―	100.00	合成樹脂成形品の製造・販売
台湾扣具工業股份有限公司	千台湾ドル 150,000	60.00	―	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco Korea Inc.	千ウォン 34,400,000	100.00	―	合成樹脂成形品の製造・販売
Nifco (Thailand) Co., Ltd.	千バーツ 320,000	100.00	―	合成樹脂成形品の製造・販売
Union Nifco Co., Ltd.	千バーツ 100,000	50.00	―	合成樹脂成形品の製造・販売
シモンズ株式会社	千円 259,150	99.96	―	ベッドの製造・販売、家具の輸入・販売
Simmons Bedding & Furniture (HK) Ltd.	千香港ドル 10,000	―	100.00	ベッドおよび家具の販売
株式会社ジャパンタイムズ	千円 550,000	100.00	―	新聞発行および出版

(注) 当社の議決権比率は表示単位未満の端数を切り捨てて表示してあります。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要なマーケットである自動車産業については、グローバル・ベースでは今後も成長していくものと考えておりますが、技術の進化は著しく、また顧客からの要求等も市場によって多様化しております。

当社グループがさらに飛躍・成長するためには、これらのニーズに的確に対応し、グローバル・ベースでの顧客満足度を向上させることが課題であります。

その課題達成に向けて、グローバルに事業展開する各ユーザーのニーズに対し的確かつ迅速に対応し得る高度な技術開発体制、技術開発部門と知的財産部門との一体化による産業財産権の強化、これまでの社内常識を疑い顧客が満足できるよう原価改善を図ること、グローバル標準作業を確立すること、グローバルな人財開発体制を強化すること、国内再編に伴う基幹システム（ＳＡＰ）の改修に続きグローバル化に対応できるよう情報システムの再構築に注力するとともに、当面はグローバル戦略車および多国間プロジェクトの円滑な立ち上げ、グローバル各社の品質保証体制を向上させることを課題としております。

なお、欧州自動車メーカーとの取引拡大を図るためドイツの地場企業を買収するなど海外拠点が急激に拡大・増加しておりますので、新たな市場、顧客を開拓することに伴う各拠点のリスク管理を平時から強化するとともに、今般の熊本県を中心とする群発大地震のような自然災害など緊急の事態にも対応・支援できる体制強化を継続的な課題としております。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、工業用プラスチック・ファスナーおよびプラスチック精密機能部品等の合成樹脂成形品事業を主たる事業としております。また、グループ内の子会社により、ベッドおよび家具事業、新聞および出版事業などのその他の事業を行っています。

(6) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

株式会社ニフコ	本社	神奈川県横須賀市光の丘５番３号
	支社	東京都港区
	工場	名古屋、相模原
	営業所	東北、宇都宮、埼玉、太田、鈴鹿、浜松、大阪、広島
	研究所	横須賀
Nifco America Corporation	本社	Ohio, U.S.A.
Nifco Central Mexico S.de R.L.de C.V.	本社	Guanajuato, Mexico
Nifco U.K. Ltd.	本社	Cleveland, United Kingdom
Nifco Korea Poland Sp. z o. o.	本社	Zory, Poland
Nifco KTW GmbH	本社	Bayern, Germany
上海利富高塑料制品有限公司	本社	中国上海市
東莞利富高塑料制品有限公司	本社	中国広東省
北京利富高塑料制品有限公司	本社	中国北京市
台湾扣具工業股份有限公司	本社	台湾台北市
Nifco Korea Inc.	本社	Asan-si, Korea
Nifco (Thailand) Co., Ltd.	本社	Chonburi, Thailand
Union Nifco Co., Ltd.	本社	Bangpakong, Thailand
シモンズ株式会社	本社	東京都港区
	工場	静岡県駿東郡小山町
Simmons Bedding & Furniture (HK) Ltd.	本社	Hong Kong
株式会社ジャパンタイムズ	本社	東京都港区

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
合成樹脂成形品事業	9,518（3,052）名	421名増（121名増）
ベッドおよび家具事業	839（129）名	125名増（-）
その他の事業	123（24）名	24名減（2名増）
全社（共通）	111（-）名	-（-）
合計	10,591（3,205）名	522名増（123名増）

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、アルバイトを含み、常用パートは除いております。）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
なお、上記のほか関連会社等へ出向している使用人が13名おります。
２．全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．「前連結会計年度末比増減」の基準となる前連結会計年度末の使用人数は、（注）１．に記載の条件で算出しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,098（350）名	189名減（9名減）	41.2歳	16.7年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員、アルバイトを含み、常用パートは除いております。）は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
なお、上記のほか関連会社等へ出向している使用人が13名おります。
２．「前事業年度末比増減」の基準となる前事業年度末の使用人数は、（注）１．に記載の条件で算出しております。
３．国内体制再編での宇都宮工場および九州営業所の閉鎖による退職者増加のため（特別転進援助制度実施）、使用人が大幅に減少しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	16,275百万円
株式会社みずほ銀行	15,495百万円
株式会社三井住友銀行	8,000百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	5,000百万円
株式会社静岡銀行	2,000百万円
株式会社八十二銀行	2,000百万円
Union Bank, N.A.	1,206百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　233,000,000株

② 発行済株式の総数　53,754,477株

③ 株主数　4,830名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
OGASAWARA HOLDINGS CO., LIMITED	5,943,665株	11.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,102,300株	8.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,418,000株	6.71%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,930,700株	5.75%
公益財団法人小笠原科学技術振興財団	2,200,000株	4.32%
日本生命保険相互会社	1,457,695株	2.86%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND, L. P.	1,375,200株	2.70%
第一生命保険株式会社	1,032,700株	2.02%
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	909,850株	1.78%
TAIYO FUND, L. P.	833,200株	1.63%

（注） 持株比率は自己株式（2,870,932株）を控除して計算しております。
なお、株式給付信託口が所有する当社株式（179,300株）は、自己株式に含めず計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成27年４月13日開催の取締役会決議に基づき発行した第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	200億円
各社債の金額	１億円
利率	本社債には利息を付さない。
社債の発行日	平成27年４月30日
償還の方法および期日	平成32年４月30日にその総額を償還する。
募集方法	第三者割当
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	200個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初5,520円とする。ただし、転換価額は発行要項に定めるとおり、調整されることがある。
新株予約権の行使期間	平成27年５月７日から平成32年４月３日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金	１．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ２．本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記１．記載の資本金等増加限度額から上記１．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	１．各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、又は取得し、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。 ２．平成32年1月30日（ただし、当日を除く。）までは、本新株予約権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の普通取引の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（ただし、平成32年1月1日に開始する四半期に関しては、平成32年1月29日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 最高経営責任者	小笠原 敏晶	シモンズ㈱代表取締役会長 ㈱ジャパンタイムズ代表取締役会長
代表取締役社長 兼 最高執行責任者	山本 利行	
取締役 兼 専務執行役員	府川 淳彦	Nifco Korea Inc.副社長兼購買管掌
取締役	鍵市 昭	監査室管掌
取締役	小笠原 光隆	シモンズ㈱専務取締役
取締役	行天 豊雄	公益財団法人国際通貨研究所理事長 ㈱三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問
取締役	立川 敬二	
常勤監査役	松川 憲治	
常勤監査役	能登谷 良明	
監査役	内田 景俊	税理士
監査役	荒井 俊行	弁護士 Spiber㈱社外取締役

（注）１．取締役 行天 豊雄および取締役 立川 敬二は、社外取締役であります。
２．常勤監査役 松川 憲治は、当社内の経理部門で実務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役 内田 景俊および監査役 荒井 俊行は、社外監査役であります。
４．監査役 内田 景俊は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役 行天 豊雄、取締役 立川 敬二、監査役 内田 景俊および監査役 荒井 俊行を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．瀧川 博氏は、平成27年６月25日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	284百万円 (22)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (2)	36百万円 (12)
合計	12名	321百万円

（注）１．上記には、平成27年６月25日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

２．当事業年度末時点における在籍人員は、取締役７名（うち社外取締役は２名）、監査役４名（うち社外監査役は２名）であります。
３．取締役の報酬限度額は、平成19年６月27日開催の第55回定時株主総会において年額４億円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第63回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

（ⅰ）他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役　行天　豊雄は、公益財団法人国際通貨研究所の理事長および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の特別顧問であります。当社と株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間には銀行取引があります。当社と公益財団法人国際通貨研究所との間には特別な関係はありません。

監査役　荒井　俊行は、Spiber株式会社の社外取締役であります。当社とSpiber株式会社との間には特別な関係はありません。

（ⅱ）当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役　行天　豊雄	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。国際金融、国際経済の専門家として、米国、中国、欧州主要国などの景気見通し、為替動向について言及し、自動車関連業界ひいては当社に与える影響などに関して分析し、分かりやすくかつ詳細な説明を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　立川　敬二	平成27年６月25日就任以降に開催された取締役会９回のうち９回に出席いたしました。主に企業経営に関する豊富な経験や、造詣の深い技術的視点から、当社の事業への投資や新分野への出資、新規技術開発に関する発言・質問をしております。
監査役　内田　景俊	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、とりわけ監査役会では会計、財務監査に重点をおいた発言をしております。
監査役　荒井　俊行	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会では内部統制システムに重点をおいた発言をしております。

(iii)責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,000万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

当社は、定款の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83百万円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、会計監査人の実績、および同業他社との報酬額の比較等を行い、報酬額等が妥当であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、Nifco America Corporation、Nifco Korea Inc等14社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である海外子会社のJ-SOX対応支援業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第１項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で以下のとおり決議しております。

① 当社グループの取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、ニフコグループ企業行動憲章の下、コンプライアンス規程に基づくコンプライアンス委員会を中心に、法令等の遵守は当然のこととして、取締役と使用人が高い倫理観をもって職務を執行する社内体制を構築する。

なお、反社会的勢力によるアプローチ等がなされた場合には、コンプライアンス委員会の監督の下、不当要求等には断じて応じることなく、反社会的勢力を遮断排除する。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程をふまえて、取締役の職務執行に係る意思決定過程及び職務執行の具体的状況等をいつでもレビューできるよう当該情報の保存・管理体制を万全にする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント基本規程に基づくリスクマネジメント委員会を中心に、当社グループの主要なリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの事前予防策を検討・実施するとともに、万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化する事後対応体制を構築する。

また、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ体制については情報セキュリティ委員会を中心に進める。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役は、取締役会の他、毎週開催される経営会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行する。

また、取締役は、必要に応じ担当執行役員、担当部門長を経営会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図る。

こうしたコミュニケーションを通じて、取締役による意思決定や方針・指示を当社グループの隅々まで伝達し、執行役員はじめ幹部社員による職務執行も一体的・効率的に行われる体制を構築する。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

国内外の関連会社権限規程に基づき、企業集団に属する子会社の状況を正確に把握して適正に管理する。

また、毎月、業績に関する計数の報告だけでなく、顧客、製品等に関する定性的な報告を受ける。さらに、必要に応じて、当社取締役はじめ幹部社員が海外を含む子会社に出向き、問題点の把握・解決に努める。

なお、財務報告の適正性を確保するため、内部監査部門（監査室）は、評価計画を策定し、適切に評価、モニタリングを行う。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役会は、監査役がスタッフを求めた場合、監査役の要請を最大限尊重して、業務執行との調整を行う。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号のスタッフとして指名された使用人の人事異動及び人事評価については監査役へ報告し、監査役の意見も尊重する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたものが不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が、重要事項については監査役に報告すべき義務があることを周知徹底する。また、ニフコグループ内部通報規程に基づき、社内外通報窓口を設置しコンプライアンス違反の事例がないか広く情報収集する。

内部通報窓口が受領した通報内容については、当該窓口から監査役に報告される体制とする。併せて内部通報者が通報したことを理由に不利益処分または不当な扱いを受けないことを確約する。

また、監査役は、取締役会だけでなく経営会議等の執行部門の会議にも出席し、取締役及び幹部社員の職務執行状況の報告を受ける。なお、常勤監査役は、決裁前の稟議書をすべて閲覧し、当該稟議書の内容に関して担当の取締役または使用人に対し質問し報告を受ける体制をとる。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に生ずる費用等は適正且つ速やかに処理されることとする。

⑩　監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長をはじめとする取締役は監査役と定期的な意見交換を行い、監査役は内部監査部門と定期的な協議を行う。さらに、監査役及び内部監査部門は会計監査人と協議・検討を行い、また必要に応じ国内外の子会社の監査部門と協議・意見交換を行う。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①　職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

原則として月１回の取締役会を開催する他、常勤役員等で構成される経営会議において各議案の審議、業務執行の状況等の監督を行い、意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

②　監査役監査の実効性の確保に対する取り組み状況

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席及び会計監査人並びに内部監査部門との間で定期的な情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③　財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

内部監査部門は、内部統制に関する監査計画に基づき当社グループ全体の財務報告の信頼性と適正性を確保するため内部統制評価を実施し、取締役会に報告しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部				負債の部			
科目	前連結会計年度（平成27年3月31日）	当連結会計年度（平成28年3月31日）	比較増減	科目	前連結会計年度（平成27年3月31日）	当連結会計年度（平成28年3月31日）	比較増減
流動資産	**147,408**	**161,593**	**14,184**	**流動負債**	**57,062**	**56,821**	**△240**
現金及び預金	53,277	69,441	16,163	支払手形及び買掛金	21,692	22,628	935
受取手形及び売掛金	43,081	46,198	3,116	1年内償還予定の社債	226	1,106	880
電子記録債権	6,009	6,600	591	短期借入金	12,340	10,344	△1,995
有価証券	6,896	3,102	△3,793	1年内返済予定の長期借入金	1,905	1,783	△121
商品及び製品	18,947	19,034	86	未払金	6,372	5,954	△418
仕掛品	4,607	3,945	△661	未払法人税等	2,372	2,901	528
原材料及び貯蔵品	6,378	6,622	244	繰延税金負債	4	48	44
繰延税金資産	1,473	821	△651	賞与引当金	1,474	1,445	△28
その他	6,949	6,100	△849	その他	10,673	10,609	△64
貸倒引当金	△211	△273	△62	**固定負債**	**80,382**	**97,683**	**17,301**
固定資産	**118,343**	**117,277**	**△1,065**	社債	26,996	25,948	△1,047
有形固定資産	**92,473**	**96,724**	**4,251**	転換社債型新株予約権付社債	—	20,081	20,081
建物及び構築物	33,878	36,737	2,859	長期借入金	41,374	40,762	△612
機械装置及び運搬具	19,162	20,179	1,016	繰延税金負債	6,278	4,859	△1,419
工具、器具及び備品	4,386	4,465	78	退職給付に係る負債	2,668	3,667	998
金型	5,134	4,967	△167	その他	3,063	2,364	△698
土地	20,432	20,671	239	**負債合計**	**137,444**	**154,505**	**17,060**
リース資産	2,336	1,760	△575	**純資産の部**			
建設仮勘定	7,143	7,943	799	**株主資本**	**112,116**	**114,882**	**2,766**
無形固定資産	**12,699**	**8,936**	**△3,763**	資本金	7,290	7,290	—
のれん	4,869	3,673	△1,196	資本剰余金	11,758	11,867	109
その他	7,829	5,263	△2,566	利益剰余金	94,877	107,939	13,061
投資その他の資産	**13,169**	**11,616**	**△1,553**	自己株式	△1,810	△12,215	△10,404
投資有価証券	8,998	6,414	△2,583	**その他の包括利益累計額**	**13,111**	**6,362**	**△6,748**
退職給付に係る資産	150	510	360	その他有価証券評価差額金	2,354	797	△1,556
繰延税金資産	1,119	1,579	460	繰延ヘッジ損益	60	100	39
その他	2,911	3,203	291	土地再評価差額金	△91	△93	△2
貸倒引当金	△9	△92	△83	為替換算調整勘定	11,589	6,542	△5,046
				退職給付に係る調整累計額	△801	△984	△182
				非支配株主持分	**3,080**	**3,120**	**39**
資産合計	**265,752**	**278,870**	**13,118**	**純資産合計**	**128,307**	**124,365**	**△3,942**
				負債純資産合計	**265,752**	**278,870**	**13,118**

（注）前連結会計年度及び比較増減は、参考として記載しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	前連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）		当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）		比較増減	
売上高		225,415		265,683		40,268
売上原価		162,444		191,367		28,923
売上総利益		62,971		74,315		11,344
販売費及び一般管理費		41,996		46,741		4,745
営業利益		20,975		27,574		6,598
営業外収益						
受取利息	239		260		21	
受取配当金	88		131		43	
デリバティブ評価益	－		473		473	
為替差益	356		－		△356	
その他	638	1,322	663	1,529	25	206
営業外費用						
支払利息	898		879		△18	
デリバティブ評価損	185		－		△185	
為替差損	－		1,281		1,281	
その他	588	1,672	568	2,729	△20	1,057
経常利益		20,626		26,374		5,748
特別利益						
固定資産売却益	437		32		△405	
投資有価証券売却益	－		115		115	
子会社清算益	－		50		50	
その他	6	444	1	199	△5	△245
特別損失						
固定資産処分損	58		79		21	
減損損失	87		469		382	
災害による損失	735		－		△735	
事業構造改善費用	1,027		－		△1,027	
その他	10	1,919	6	555	△3	△1,363
税金等調整前当期純利益		19,151		26,017		6,865
法人税、住民税及び事業税	6,062		7,904		1,842	
過年度法人税等	△757		－		757	
法人税等調整額	198	5,502	△459	7,445	△657	1,942
当期純利益		13,648		18,571		4,923
非支配株主に帰属する当期純利益		746		829		82
親会社株主に帰属する当期純利益		12,901		17,742		4,840

（注）前連結会計年度及び比較増減は、参考として記載しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,290	11,758	94,877	△1,810	112,116
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,680		△4,680
親会社株主に帰属する当期純利益			17,742		17,742
自己株式の取得				△10,487	△10,487
自己株式の処分		109		82	191
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	109	13,061	△10,404	2,766
当期末残高	7,290	11,867	107,939	△12,215	114,882

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,354	60	△91	11,589	△801	13,111	3,080	128,307
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△4,680
親会社株主に帰属する当期純利益								17,742
自己株式の取得								△10,487
自己株式の処分								191
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,556	39	△2	△5,046	△182	△6,748	39	△6,708
連結会計年度中の変動額合計	△1,556	39	△2	△5,046	△182	△6,748	39	△3,942
当期末残高	797	100	△93	6,542	△984	6,362	3,120	124,365

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ．連結子会社の数　58社

ロ．主要な連結子会社の名称　Nifco America Corporation
Nifco Korea Inc.
シモンズ株式会社

② 非連結子会社の状況　該当する会社はありません。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した会社等の状況

イ．持分法適用の会社又は関連会社数　１社

ロ．主要な会社等の名称　日英精機株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

イ．関連会社の名称　株式会社ジョイアップ

ロ．持分法を適用しない理由　持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
該当する会社はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更
当連結会計年度において、新規設立により、連結の範囲に含まれる会社
Nifco KTW America Corporation
利富高(重慶)精密樹脂制品有限公司

② 持分法の適用範囲の変更
該当する会社はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

12月31日が決算日の会社	Nifco America Corporation
	Nifco Korea USA Inc.
	Nifco U.K. Ltd.
	Nifco Products Espana, S.L.U.
	Nifco Poland. Sp.z o.o.
	Nifco KTS GmbH
	Nifco KTW GmbH
	上海利富高塑料制品有限公司
	東莞利富高塑料制品有限公司
	台扣利富高塑胶制品（東莞）有限公司
	北京利富高塑料制品有限公司
	Nifco (HK) Ltd.
	台湾扣具工業股份有限公司
	Nifco Korea Inc.
	Nifco (Thailand) Co.,Ltd.
	Union Nifco Co., Ltd.
	Nifco Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.
	Nifco (Singapore) Pte. Ltd.
	Nifco Vietnam Ltd.
	Simmons Bedding & Furniture (HK) Ltd.
	その他31社

連結計算書類の作成に当たっては、これらの会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、平成28年１月１日から連結決算日平成28年３月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

・満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）によっております。
・その他有価証券	
時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの	主として移動平均法による原価法によっております。

ロ．デリバティブの評価基準及び評価方法

・デリバティブ	時価法によっております。

ハ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品（金型に係るたな卸資産を除く）	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
・金型に係るたな卸資産	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社の平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	２年から50年
機械装置及び運搬具	２年から16年
金型	２年から11年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　経済的耐用年数に基づいて償却しております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び一部の連結子会社については、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しておりますが、一部の連結子会社については、発生年度に即時償却、又は、翌連結会計年度から５年から10年の定額法で費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は非支配株主持分及び純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
ハ．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
ニ．ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。 ヘッジ手段・・・通貨スワップ、金利スワップ ヘッジ対象・・・貸付金、借入金 ③ヘッジ方針 当社は、主に内規である「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。なお、連結子会社は国内子会社・関連会社運営権限規程及び海外子会社・関連会社運営権限規程に従い、当社の承認を得て行っております。 ④ヘッジ有効性評価の方法 「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。 ただし、ヘッジ会計処理として金融商品会計基準等に定める特例処理または振当処理を行う取引については、ヘッジ有効性の評価は省略しております。
ホ．のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却は、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っております。
ヘ．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号 平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「固定資産処分損」「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた155百万円は、「固定資産処分損」58百万円、「減損損失」87百万円、「その他」９百万円であります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　123,806百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に子会社であります株式会社ジャパンタイムズの事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第５号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出

② 再評価を行った年月日　平成14年３月31日

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	53,754千株	－千株	－千株	53,754千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	857千株	2,230千株	37千株	3,051千株

(注) １．当連結会計年度期首の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式217千株を含めて記載しております。

２．当連結会計年度末の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式179千株を含めて記載しております。

３．自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,230千株及び単元未満株式の買取による増加であります。

４．自己株式の数の減少は、従業員持株会信託口における株式売却による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当金（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	2,380	45	平成27年３月31日	平成27年６月26日
平成27年10月30日取締役会	普通株式	2,300	45	平成27年９月30日	平成27年12月１日

(注) １．平成27年６月25日定時株主総会決議の配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金の金額９百万円を含めておりません。これは当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、信託口が所有する当社株式を自己株式として処理しているためであります。

２．平成27年10月30日取締役会決議の配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金の金額８百万円を含めておりません。これは当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、信託口が所有する当社株式を自己株式として処理しているためであります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月24日定時株主総会	普通株式	3,042	利益剰余金	60	平成28年３月31日	平成28年６月27日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金の金額10百万円を含めておりません。これは当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、信託口が所有する当社株式を自己株式として処理しているためであります。

６．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に設備投資で必要な資金の一部を銀行借入、社債の発行により調達しております。資金運用については、流動性が要求される資金は、決済性預金を中心に運用し、また、中長期での運用が可能な資金は、債券や定期性預金にて運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、国債、業務上の関係を有する企業の株式、及び投資事業組合等出資金であり、債券や上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及び社債、並びに転換社債型新株予約権付社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後19年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(通貨スワップ取引、金利スワップ取引) を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、主に外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプション取引、通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等は、次のとおりであります。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象・・・貸付金、借入金

③ヘッジ方針

当社は、主に内規である「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。なお、連結子会社は国内子会社・関連会社運営権限規程及び海外子会社・関連会社運営権限規程に従い、当社の承認を得て行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会)の規定に基づき、有効性の評価を行っております。

ただし、ヘッジ会計処理として金融商品会計基準等に定める特例処理又は振当処理を行う取引については、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権等について、各事業部門における営業管理担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、主に外貨建て債権債務に係る将来の為替レートの変動リスクに対して、外貨建て債権債務の残高の範囲内で通貨オプション、通貨スワップ取引等を利用しております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	69,441	69,441	－
(2) 受取手形及び売掛金	46,198	46,198	－
(3) 電子記録債権	6,600	6,600	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	4,568	4,568	－
②その他有価証券	4,065	4,065	－
資産計	130,873	130,873	－
(1) 支払手形及び買掛金	22,628	22,628	－
(2) １年内償還予定の社債	1,106	1,106	－
(3) 短期借入金	10,344	10,344	－
(4) １年内返済予定の長期借入金	1,783	1,783	－
(5) 未払金	5,954	5,954	－
(6) 未払法人税等	2,901	2,901	－
(7) 社債	25,948	26,119	170
(8) 転換社債型新株予約権付社債	20,081	23,075	2,993
(9) 長期借入金	40,762	40,961	199
負債計	131,510	134,874	3,363
デリバティブ取引（*）	70	70	－

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、 (2) 受取手形及び売掛金、 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、短期間で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) １年内償還予定の社債、(3)短期借入金、(4) １年内返済予定の長期借入金、(5) 未払金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、

当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(8) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価につきましては、取引先金融機関等から提示された価格を時価としております。

(9) 長期借入金

これらのうち、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いた算定方法によっております。

また、固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

一方、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金及び固定金利による長期借入金以外の時価については、短期間で市場金利を反映しており、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

金利通貨スワップの一体処理、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	91
投資事業組合等出資金	792

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,391円26銭

(2) １株当たり当期純利益　346円49銭

(注) 従業員持株会信託口が保有する当社株式は、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

１株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数　197,869株

１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数　179,300株

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部				負債の部			
科目	前事業年度(平成27年3月31日)	当事業年度(平成28年3月31日)	比較増減	科目	前事業年度(平成27年3月31日)	当事業年度(平成28年3月31日)	比較増減
流動資産	**59,002**	**67,408**	**8,405**	**流動負債**	**19,804**	**19,339**	**△464**
現金及び預金	28,718	40,845	12,126	支払手形	91	43	△47
受取手形	1,198	1,065	△133	買掛金	12,396	12,617	220
売掛金	12,796	12,107	△688	1年内返済予定の長期借入金	1,000	220	△779
電子記録債権	1,437	2,220	783	未払金	3,010	2,851	△159
有価証券	5,080	1,996	△3,083	未払費用	410	621	211
商品及び製品	1,804	1,956	151	未払法人税等	514	81	△432
仕掛品	120	203	82	預り金	58	57	△0
原材料及び貯蔵品	284	245	△39	賞与引当金	935	913	△22
繰延税金資産	891	586	△305	設備関係未払金	1,248	1,817	569
関係会社短期貸付金	3,914	3,549	△365	その他	138	115	△22
未収入金	2,514	2,168	△346	**固定負債**	**55,076**	**74,162**	**19,085**
未収還付法人税等	49	325	275	社債	20,000	20,000	－
その他	193	140	△52	転換社債型新株予約権付社債	－	20,081	20,081
貸倒引当金	△2	△2	0	長期借入金	33,086	32,674	△412
固定資産	**91,905**	**92,703**	**797**	繰延税金負債	1,291	593	△698
有形固定資産	**27,378**	**29,071**	**1,693**	退職給付引当金	428	550	121
建物	9,422	10,422	1,000	未払役員退職慰労金	41	41	－
構築物	210	228	17	資産除去債務	165	167	2
機械及び装置	1,189	987	△201	その他	61	53	△8
車両及び運搬具	5	3	△1	**負債合計**	**74,881**	**93,502**	**18,620**
工具、器具及び備品	1,187	1,084	△103	純資産の部			
金型	1,426	957	△469	**株主資本**	**73,688**	**65,827**	**△7,861**
土地	11,125	11,753	628	**資本金**	**7,290**	**7,290**	**－**
建設仮勘定	2,786	3,613	826	**資本剰余金**	**11,758**	**11,867**	**109**
その他	23	19	△3	資本準備金	11,651	11,651	－
無形固定資産	**2,464**	**1,759**	**△705**	その他資本剰余金	107	216	109
ソフトウェア	2,424	1,716	△707	**利益剰余金**	**56,449**	**58,883**	**2,434**
その他	40	42	2	利益準備金	1,793	1,793	－
投資その他の資産	**62,063**	**61,872**	**△190**	その他利益剰余金	54,655	57,090	2,434
投資有価証券	8,144	5,469	△2,675	特別償却積立金	0	－	△0
関係会社株式	45,359	48,880	3,520	固定資産圧縮特別勘定積立金	716	707	△9
関係会社長期貸付金	9,746	8,893	△853	別途積立金	44,700	44,700	－
その他	410	318	△91	繰越利益剰余金	9,238	11,683	2,444
貸倒引当金	△1,597	△1,687	△90	**自己株式**	**△1,809**	**△12,213**	**△10,404**
				評価・換算差額等	**2,339**	**782**	**△1,556**
				その他有価証券評価差額金	**2,339**	**782**	**△1,556**
				純資産合計	**76,027**	**66,609**	**△9,418**
資産合計	**150,908**	**160,111**	**9,202**	**負債純資産合計**	**150,908**	**160,111**	**9,202**

（注）前事業年度及び比較増減は、参考として記載しております。

損　益　計　算　書

（単位：百万円）

科　　目	前事業年度 （平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで）		当事業年度 （平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）		比較増減	
売　上　高		**64,927**		**66,567**		**1,640**
売上原価		**44,005**		**45,757**		**1,752**
売上総利益		**20,921**		**20,809**		**△111**
販売費及び一般管理費		**15,137**		**15,635**		**497**
営業利益		**5,783**		**5,174**		**△609**
営業外収益						
受取利息及び配当金	2,996		4,868		1,871	
為替差益	518		－		△518	
その他	325	3,841	379	5,248	54	1,407
営業外費用						
支払利息	200		179		△21	
社債発行費	－		24		24	
不動産賃貸原価	169		465		296	
為替差損	－		721		721	
その他	99	469	64	1,454	△34	985
経常利益		**9,155**		**8,967**		**△187**
特別利益						
投資有価証券売却益	－		115		115	
その他	388	388	8	123	△379	△264
特別損失						
固定資産処分損	43		42		△1	
減損損失	87		469		382	
関係会社株式評価損	427		－		△427	
事業構造改善費用	1,027		－		△1,027	
貸倒引当金繰入額	160		90		△70	
その他	56	1,803	1	604	△54	△1,199
税引前当期純利益		**7,740**		**8,487**		**746**
法人税、住民税及び事業税	1,884		996		△887	
過年度法人税等	△757		－		757	
法人税等調整額	△155	971	375	1,372	530	400
当期純利益		**6,769**		**7,115**		**345**

（注）前事業年度及び比較増減は、参考として記載しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						特別償却積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,290	11,651	107	11,758	1,793	0	716	44,700	9,238	56,449
当期変動額										
剰余金の配当									△4,680	△4,680
当期純利益									7,115	7,115
特別償却積立金の取崩						△0			0	－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩							△23		23	－
税率変更に伴う積立金の変動額							14		△14	－
自己株式の取得										
自己株式の処分			109	109						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	109	109	－	△0	△9	－	2,444	2,434
当期末残高	7,290	11,651	216	11,867	1,793	－	707	44,700	11,683	58,883

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,809	73,688	2,339	2,339	76,027
当期変動額					
剰余金の配当		△4,680			△4,680
当期純利益		7,115			7,115
特別償却積立金の取崩		－			－
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		－			－
税率変更に伴う積立金の変動額		－			－
自己株式の取得	△10,487	△10,487			△10,487
自己株式の処分	82	191			191
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,556	△1,556	△1,556
当期変動額合計	△10,404	△7,861	△1,556	△1,556	△9,418
当期末残高	△12,213	65,827	782	782	66,609

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）によっております。

ロ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

ハ．その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ．商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品（金型に係るたな卸資産を除く）　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

ロ．金型に係るたな卸資産　　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38年から50年
機械及び装置	８年から10年
工具、器具及び備品	２年から15年
金型	２年

② 無形固定資産

イ．自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ロ．その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②　ヘッジ会計の方法

1）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

2）ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

3）ヘッジ方針

当社は、主に内規である「デリバティブ取引取扱規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

4）ヘッジ有効性評価の方法

「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の規定に基づき、有効性の評価を行っております。

ただし、ヘッジ会計処理として金融商品会計基準等に定める特例処理または振当処理を行う取引については、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

③　退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

④　繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用処理する方法によっております。

⑤　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで連結子会社から受け取る工業所有権収入（前事業年度2,522百万円）については「営業外収益」として表示しておりましたが、当事業年度より「売上高」として表示する方法に変更いたしました。

この変更は、最近の海外連結子会社での生産・販売活動の拡大に伴い、当該収入の増加が見込まれることから、当社の営業活動の成果をより適切に表示するために行うものであります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　76,426百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(2) 保証債務

主に関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

4,487百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものは除く）は次のとおりであります。

① 短期金銭債権　2,343百万円

② 短期金銭債務　10,528百万円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高　16,399百万円

② 営業取引以外の取引高　4,913百万円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）1.2.3.4.	857千株	2,230千株	37千株	3,050千株

（注）1．当事業年度期首の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式217千株を含めて記載しております。

2．当事業年度末の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式179千株を含めて記載しております。

3．自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,230千株及び単元未満株式の買取による増加であります。

4．自己株式の数の減少は、従業員持株会信託口における株式売却による減少であります。

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（短期繰延税金資産）	
未払事業税	21百万円
金型評価損	41百万円
賞与引当金	281百万円
その他	242百万円
短期繰延税金資産計	586百万円
（長期繰延税金資産）	
貸倒引当金	516百万円
金型評価損	13百万円
関係会社株式評価損	2,182百万円
退職給付引当金	168百万円
未払役員退職慰労金	12百万円
その他	188百万円
長期繰延税金資産小計	3,081百万円
評価性引当額	△2,750百万円
長期繰延税金資産計	331百万円
（長期繰延税金負債）	
退職給付信託有価証券	△232百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	△312百万円
その他有価証券評価差額金	△346百万円
その他	△33百万円
長期繰延税金負債計	△924百万円
長期繰延税金負債計（純額）	△593百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
（調 整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.9%
住民税均等割	0.3%
試験研究費等の特別税額控除	△3.2%
外国子会社配当源泉税	2.3%
評価性引当金の増減	0.4%
税率変更による影響	0.2%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.2%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.24%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は5百万円減少し、法人税等調整額が13百万円、その他有価証券評価差額金が18百万円、それぞれ増加しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容 役員の兼任等	関係内容 事業上の関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	㈱ニフコビジネスサービス	債務買掛の業務、受託業務	所有 直接 100.00	4名	ファクタリング取引等	ファクタリング取引（注）1	29,909	買掛金 未払金 設備関係未払金	7,870 252 1,231
						資金の貸付（注）2	12,112	関係会社短期貸付金	3,519
						利息の受取（注）2	9	—	—
	㈱ジャパンタイムズ	新聞及び出版事業	所有 直接 100.00	1名	資金の援助等	資金の貸付（注）2	150	関係会社長期貸付金（注）3	1,683
						利息の受取（注）2	24	—	—
	Nifco KTW GmbH	樹形成製・合成の造販売	所有 直接 100.00	2名	資金の援助等	資金の貸付（注）2	—	関係会社長期貸付金	2,298
						利息の受取（注）2	25	—	—
						増資の引受（注）4	2,204	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．㈱ニフコビジネスサービスに係る買掛金、未払金及び設備関係未払金は、当社の取引先に対する債務引受契約に基づくものであります。

2．貸付金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3．当社は㈱ジャパンタイムズへの関係会社長期貸付金に対し90百万円の貸倒引当金繰入額及び1,683百万円の貸倒引当金を計上しております。

4．当社がNifco KTW GmbHの行った増資を引き受けたものであります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,313円68銭

(2) １株当たり当期純利益　　138円94銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
宇都宮工場	遊休資産	建物、構築物及び土地

当社は、自社利用の事業用資産については、事業所単位で、賃貸不動産及び処分予定資産（遊休資産）については、個別物件ごとにグルーピングしております。

当事業年度において、宇都宮工場の操業停止後の資産について、当初の使用計画に変更が生じたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（469百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物90百万円、構築物０百万円、土地378百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社ニフコ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　指定有限責任社員
　業務執行社員　公認会計士　山　本　健太郎　㊞
　指定有限責任社員
　業務執行社員　公認会計士　森　部　裕　次　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ニフコの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニフコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社ニフコ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　健太郎　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　部　裕　次　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ニフコの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、重点監査項目として

①　経営計画の遂行状況

②　内部統制システムの整備･運用状況の監査

③　財務報告に係わる内部統制システムの構築・運用状況の監査

等を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている内部統制システムについて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。

③　金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制システムについては、監査室、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化に対応した取組みが継続的に行われており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 財務報告に係る内部統制システムの構築・運用状況については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

（2）計算書類及びその附属書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月20日

株式会社ニフコ 監査役会

常勤監査役 松 川 憲 治 ㊞

常勤監査役 能登谷 良 明 ㊞

社外監査役 内 田 景 俊 ㊞

社外監査役 荒 井 俊 行 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

第64期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金60円（普通配当60円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,053,012,700円となります。

これにより中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、１株につき105円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日にいたしたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役４名の任期が満了となりますので、山本利行、行天豊雄の２名の再任をお願いするとともに、新たに岩崎福男、柴尾雅春の２名の選任をお願いするものであります。

以上により、取締役合計４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	山本 利行（やまもと としゆき） （昭和24年10月11日生）	昭和48年４月　当社入社 平成７年１月　当社相模原工場長 平成14年６月　当社執行役員 平成20年４月　当社執行役員 Nifco America Corp. 社長 平成24年６月　当社代表取締役社長兼最高執行責任者（現任）	4,300株	なし
	取締役候補者とした理由	同氏は国内主要工場の工場長や、当社海外子会社の社長を経験した後、平成24年から当社代表取締役社長を務めており、経営戦略等を強いリーダーシップをもって迅速、かつ適切に執行できる能力と、グローバルな業務経験を豊富に有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	岩崎 福男（いわさき ふくお） （昭和32年10月26日生）	昭和55年４月　当社入社 平成22年４月　当社執行役員名古屋工場長 平成25年４月　当社執行役員グローバル事業本部副本部長 平成26年６月　当社常務執行役員製造本部長（現任）	7,200株	なし
	取締役候補者とした理由	同氏は主に生産部門に携わり、国内主要工場の工場長や、グローバル事業本部副本部長として海外拠点を含めたグループ全体の生産体制を統括するなど、グローバルかつ多様な経験、知識、専門性等を有していることから、取締役候補者といたしました。		
3	柴尾 雅春（しばお まさはる） （昭和36年12月14日生）	昭和60年４月　当社入社 平成22年４月　Nifco Deutschland GMBH 社長 平成27年６月　当社執行役員 Nifco America Corp.社長（現任）	1,700株	なし
	取締役候補者とした理由	同氏は主に技術部門に携わり、また当社の欧州および米国子会社の社長を務め、グローバルかつ多様な経験、知識、専門性等を有していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
4	ぎょうてん　とよお 行天　豊雄 （昭和６年１月２日生）	昭和30年４月　大蔵省入省 昭和59年６月　大蔵省国際金融局長 昭和61年６月　大蔵省財務官 平成４年６月　㈱東京銀行取締役会長 平成７年12月　財団法人国際通貨研究所（現公益財団法人国際通貨研究所）理事長（現任） 平成18年１月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問（現任） 平成22年６月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ・公益財団法人国際通貨研究所理事長 ・㈱三菱東京ＵＦＪ銀行特別顧問	－株	（注）２．ご参照
	社外取締役候補者とした理由	同氏は行政および金融機関における豊富なキャリアを通じて培われた、国内外の経済問題、金融・財政などの分野における幅広い経験・知識等を社外取締役として当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．岩崎福男氏および柴尾雅春氏は、新任の取締役候補者であります。

２．取締役候補者行天豊雄氏は、㈱三菱東京ＵＦＪ銀行の特別顧問を兼務しており、当社は同行との間に銀行取引があります。

３．行天豊雄氏は、社外取締役候補者であります。

４．当社は、行天豊雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が可決され、同氏の再任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

５．行天豊雄氏の本定時株主総会終結の時までの社外取締役としての在任年数は６年であります。

６．当社は、行天豊雄氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2,000万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。なお、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、監査役全員の補欠として選任するものであります。また、監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までといたします。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴 （重要な兼職の状況）		所有する当社 株 式 の 数
わかばやし　まさかず 若　林　正　和 （昭和38年 １月30日生）	昭和63年10月	センチュリー監査法人入所	－株
	平成９年12月	センチュリー監査法人社員就任	
	平成19年４月	監査法人保森会計事務所入所	
	平成20年５月	監査法人保森会計事務所代表社員	
		就任（現任）	

（注）１．若林正和氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．若林正和氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．若林正和氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として企業経営を監査する充分な見識を有しておられ、監査役に就任された場合にその知識・経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断したためであります。なお、同氏は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

４．当社は、定款の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

若林正和氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されていますが、新たに、当社の取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成19年６月27日開催の第55回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額400百万円以内 。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の対象となる取締役等の員数は、第２号議案「取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役４名、執行役員12名となります。

２．本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者

当社の取締役および執行役員（社外取締役および海外居住者を除く。）

② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響

1. 当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）

３事業年度を対象として、合計400百万円。

2. 取締役等が取得する当社株式等の数の上限および当社株式の取得方法（下記(2)および(3)のとおり。）

対象期間である３事業年度ごとに取締役等に付与されるポイントの総数の上限は、101,000ポイントとします。１ポイント＝１株に換算された株式数の発行済株式の総数（平成28年３月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.2%です。当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定です。

③ 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）

(ア)各事業年度における業績（連結売上高、連結営業利益）の目標値に対する達成度および(イ)中期経営計画の最終事業年度における業績（ＲＯＩＣ）の目標値に対する達成度に応じて変動します。付与されるポイントは、

基準となる業績目標等に対応する水準を100％として、80％～120％の範囲で変動します。

④　取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）

退任時になります。なお、取締役等が死亡した場合は、死亡時に当社株式の換価処分金相当額の金銭を相続人に対して給付します。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（当初は平成29年３月31日で終了する事業年度から平成31年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計400百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本(2)第４段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。

当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計400百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、400百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式の数の算定方法および上限

信託期間中の毎年６月１日に、(ア)同年３月31日で終了する事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における業績（連結売上高、連結営業利益）の目標値に対する達成度、(イ)中期経営計画の最終事業年度における業績（ＲＯＩＣ）の目標値に対する達成度および(ウ)役位に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。各取締役等の退任時に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

１ポイントは当社株式１株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、１ポイントあたりの当社株式

数の調整がなされます。

取締役等が対象期間ごとに付与を受けることができるポイントの総数の上限は、101,000ポイントとします。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役等は上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの70%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が在任中に死亡した場合、その時点までに付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることになります。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

本制度の詳細については、後記ご参考：当社平成28年５月23日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」（抜粋）をご参照ください。

【ご参考】
当社平成28年５月23日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(抜粋)

１．本制度の導入について
(1) 当社は取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度では、役員報酬ＢＩＰ(Board Incentive Plan)信託(以下「ＢＩＰ信託」という。)と称される仕組みを採用します。ＢＩＰ信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、ＢＩＰ信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を業績達成度等に応じて、取締役等の退任時に交付および給付(以下「交付等」という。)するものです。

(4) 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることになります。また、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については、「基本報酬」および「賞与」によって構成されます。

２．本制度の概要

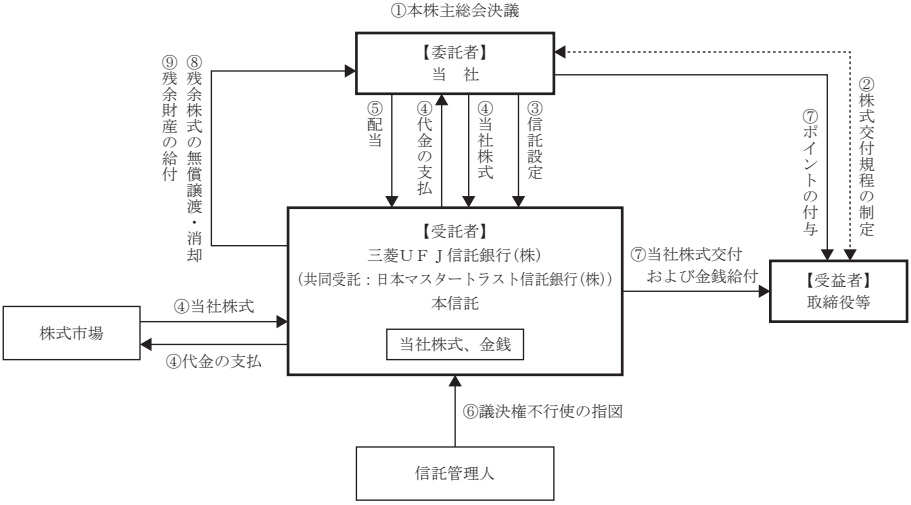

①当社は、本制度の導入に際して、本株主総会にて役員報酬の承認決議を得ます。
②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
③当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦信託期間中、(1)各事業年度における業績（連結売上高、連結営業利益）の目標値に対する達成度、(2)中期経営計画の最終事業年度における業績（ＲＯＩＣ）の目標値に対する達成度および(3)役位に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して当該取締役等の退任時に累積ポイント（下記(5)に定める。以下同じ。）に応じて当社株式等について交付等を行います。
⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用するか、または本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。
※受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

（1）本制度の概要

本制度は、平成29年３月31日で終了する事業年度から平成31年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、(1)各事業年度における業績（連結売上高、連結営業利益）の目標値に対する達成度、(2)中期経営計画の最終事業年度における業績（ＲＯＩＣ）の目標値に対する達成度および(3)役位に応じて、退任時に役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

(※)下記（４）第２段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度をそれぞれ対象期間とします。

（2）制度導入手続

本株主総会では、本信託に拠出する金額の上限および対象期間ごとに取締役等が付与を受けることができるポイント（下記（5）に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議いたします。

なお、下記（4）第2段落の信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

（3）本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に、累積ポイント（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について本信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

①対象期間中に当社の取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）

②取締役等を退任していること（※）

③在任中に一定の非違行為があった者でないこと

④下記（5）に定める累積ポイントが決定されていること

⑤その他株式報酬制度として趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※）ただし、下記（4）第2段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の取締役等として在任している者がいる場合には、その時点で本信託は終了し、取締役等を退任していないとしても、当該取締役等に対して当社株式等の交付等が行われることになります。

（4）信託期間

平成28年8月22日（予定）から平成31年8月31日（予定）までの約3年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を当初の信託期間（3年間）と同一期間だけ延長することがあります。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5)取締役等に交付等が行われる当社株式の数

信託期間中の毎年６月に、(1)同年３月31日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における業績（連結売上高、連結営業利益）の目標値に対する達成度、(2)中期経営計画の最終事業年度における業績（ＲＯＩＣ）の目標値に対する達成度および(3)役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。付与されるポイントは、基準となる業績目標に対応する水準を100％として、80％から120％の範囲で変動します。

なお、１ポイントは当社株式１株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

取締役等には、退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）を算定し、累積ポイントに応じた当社株式等の交付等が行われます。

(6)本信託に拠出する信託金の上限および取締役等に付与されるポイントの上限

信託期間中に当社が本信託へ拠出する信託金の上限金額は400百万円（※）といたします。

本株主総会では、対象期間ごとに取締役等に付与されるポイントの総数の上限は101,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しております。かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付等を受けることができる株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかるポイントに相当する株式数の上限（101,000株）に服することになります。

※信託期間中の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(7)本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（６）の信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が各取締役等について定められる累積ポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（６）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限金額および取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8)取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（３）の受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に、退任した時点における累積ポイントの70％に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、その時点までに付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した

上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(9)本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10)本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役等のうち、本信託の終了に際して、所定の受益者要件を満たして信託契約に基づき本信託の受益者となった者に対して給付されることになります。

(11)信託終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本信託の終了時に残余株式が生じる場合は、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

（ご参考）

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成28年８月22日（予定）
⑧信託の期間	平成28年８月22日（予定）～平成31年８月31日（予定）
⑨制度開始日	平成28年８月22日（予定）
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	400百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬帰属権利者	当社
⑭残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社がＢＩＰ信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

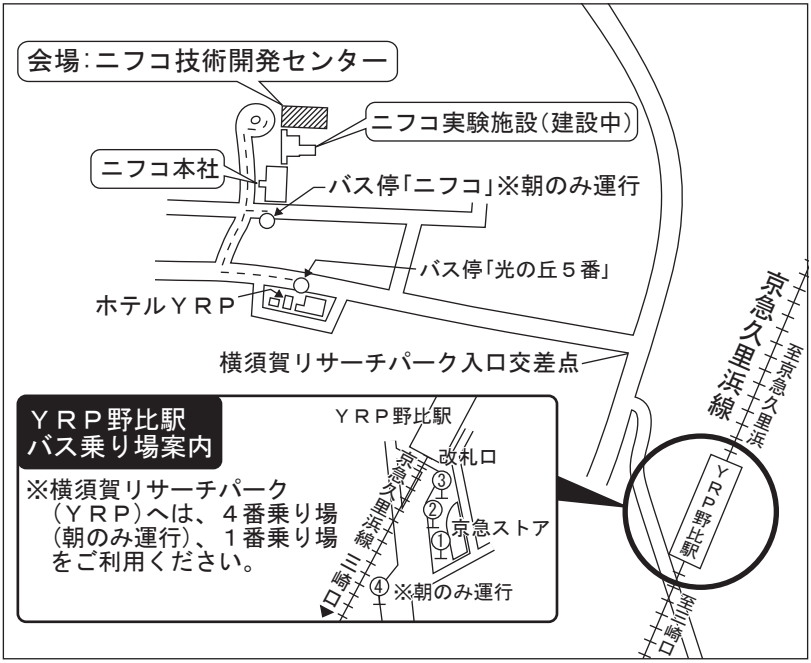

京浜急行久里浜線「ＹＲＰ野比」駅で下車、
京浜急行バス４番乗り場（朝のみ運行）より
「富士通・ニフコ」行きにお乗りいただき、
「ニフコ」で下車してください（所要約10分）。
バス停から会場まで徒歩約５分です。

または１番乗り場より横須賀リサーチパーク（ＹＲＰ）方面行きのバスにお乗りいただき、
「光の丘５番」で下車してください（所要約10分）。
バス停から会場まで徒歩約８分です。

（ご参考）
京浜急行バス（富士通・ニフコ行き）時刻表
ＹＲＰ野比駅　４番乗り場

午前９時	０６　０７　１６　１７　３３　４４

（お願い）駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますよう
お願い申しあげます。